

伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル、旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火、防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物)

第2条 防火、防災管理上の表示基準に適合している旨の表示をする対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示基準)

第3条 表示基準は、別表のとおりとする。

(交付(更新)申請)

第4条 ホテル、旅館等の関係者(以下「関係者」という。)が、表示マーク交付(更新)申請をするときは、表示マーク交付(更新)申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に表示基準に適合しているかどうかを確認できる書類を添付し、消防長へ2部提出するものとする。

- 2 政令別表第1(5)項イの用途に供する部分が存する同表(16)項イに掲げる防火対象物の表示マークの交付(更新)申請については、建物全体が表示基準に適合しているかどうかを確認できる書類を添付するものとする。

(審査及び検査)

第5条 消防長は、関係者から申請書の提出(以下「申請」という。)があった場合は、表示基準に基づく審査及び検査を行うものとする。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは、申請書に添付された法に定める防火対象物(防災管理)定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表及び建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)に定める定期調査報告等の現行の制度を活用し審査を行うものとし、検査においては、必要に応じて行うものとする。

(表示マークの交付)

第6条 消防長は、関係者から申請があったときは、表示基準に基づく審査を行い、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合には、関係者に対して、表示基準適合通知書(第2号様式)により、ホテル、旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク(銀)」を交付するものとする。ただし、表示マーク(銀)を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

- 2 消防長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、関係者に対して、表示基準に適

合している旨を表示基準適合通知書により通知するとともに、表示マーク（金）を交付する。ただし、表示マーク（金）を更新する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に更新申請され、表示基準に適合していると認められる場合

3 関係者は、表示マークの交付を受けた場合には、表示マーク受領書（第3号様式）を消防長へ提出するものとする。

4 消防長は、関係者からの申請により、表示基準に適合しないと認めた場合には、関係者に対し、表示基準不適合通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（表示マークの掲出）

第7条 関係者は、前条の規定により表示マークの交付を受けたときは、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

（公表）

第8条 消防長は、表示マークを交付した防火対象物の情報を伊勢原市公式ホームページへ公表するものとする。

（表示マークの有効期間）

第9条 表示マークの有効期間は、交付した日から表示マーク（銀）は1年間とし、表示マーク（金）は3年間とする。

（表示マークの返還）

第10条 関係者は、表示マークの有効期限が満了し、交付（更新）申請を行わない場合、表示マークを返還するものとする。

2 関係者は、表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、ホームページ等での使用を中止するものとする。

(1) 表示マークが交付されている防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

3 消防長は、関係者が前項によらない場合は、その理由を付記した表示マーク返還請求書（第5号様式）により、表示マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

（表示マークの再交付）

第11条 消防長は、前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物については、関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合している

と認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

（表示制度対象外施設）

第12条 消防長は、表示対象物の対象とならない防火対象物の関係者から、表示制度対象外施設申請書（第6号様式）により申請があった場合は、当該防火対象物が審査基準に適合していると認められた場合は、当該関係者に表示制度対象外施設通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の申請には、別表に掲げる建物全体が表示基準に適合しているかどうかを確認できる書類を添付するものとする。

（様式）

第13条 この要綱の規定により使用する様式は、日本産業規格A列4番とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年6月8日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に表示マークの交付を受けているものは、この告示の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和3年9月15日消防本部告示第5号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

表示基準

1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

点 検 項 目	
防 火 管 理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防 災 管 理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用 設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建 築 構 造 等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

第1号様式（第4条関係）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者

住所

（法人の場合は、名称及び代表者名）

氏名

電話番号

伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱第4条の規定に基づき、次のとおり表示マークの（□金・□銀）交付（更新）を受けたいので申請します。

防火対象物	所在地				
	名称				
	用途	令別表第1（ ）項			
	構造・規模	造	地上	階	地下
建築面積		m ²	延べ面積	m ²	
交付年月日		年 月 日	交付番号		
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検報告書 <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書 <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告書 <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録 <input type="checkbox"/> その他消防本部が必要と認める書類（ ）				
特記事項					
※受付欄			※経過欄		

- 備考 1 □印のある欄については、該当の□印にレ点を付すること。
 2 添付書類については、最新のものとすること。（写し可）

第2号様式（第6条関係）

表示基準適合通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

伊勢原市消防長

印

年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱第5条の規定による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（□金・□銀）を交付（更新）する。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			
交付年月日	年 月 日	交付番号		
表示有効期間				
特記事項				

表示マーク受領書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

受領者

住 所

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

氏 名

表示マーク（金・銀）を受領しましたので、今後、次の事項を遵守します。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途		令別表第1（ ）項	
交付年月日	年 月 日	交付番号		
表示有効期間				
<p>〈表示マークの交付に伴う遵守事項〉</p> <p>1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。</p> <p>2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。</p> <p>3 表示有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。</p> <p>(1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合</p> <p>(2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合</p> <p>(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合</p>				

備考 印のある欄については、該当の印にレ点を付すること。

第4号様式（第6条関係）

表示基準不適合通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等）様

伊勢原市消防長



年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、伊勢原市消防本部
防火基準適合表示要綱第5条の規定による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であつ
たので通知する。

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
不 適 合 理 由		
特 記 事 項		

表示マーク返還請求書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

伊勢原市消防長



年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱第10条第2項の規定に定める表示マークの返還理由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途		令別表第1（ ）項	
交付年月日	年 月 日	交付番号		

返還事由

- 防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなったため。
- 防火対象物において、火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認されたため。
- ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配布された表示マークの電子データを無断で転用したため。
- その他

表示制度対象外施設申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者

住所

（法人の場合は、名称及び代表者名）

氏名

電話番号

伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱第12条の規定に基づき、次のとおり表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第1 () 項
	構造・規模	造 地上	階 地下
建築面積		m ²	延べ面積 m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検報告書 <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書 <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告書 <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録 <input type="checkbox"/> その他消防本部が必要と認める書類 ()		
特記事項			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 印のある欄については、該当の印にレ点を付すること。
 2 添付書類については、最新のものとすること。（写し可）

第7号様式（第12条関係）

表示制度対象外施設通知書

第 号
年 月 日

〈申請者住所・氏名等〉 様

伊勢原市消防長



年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、伊勢原市消防本部防火基準適合表示要綱第12条に基づく表示制度の対象外施設であることが確認されたので通知します。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途		令別表第1 () 項	
	構造・規模	造 地上	階 地下	階
建築面積		m ²	延べ面積	m ²

特記事項

Blank area for special notes.

別図（第6条関係）



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

- 備考 1 表示マークの大きさは、日本産業規格B列4番とする。
2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。